

金融商品取引法に関する重要なお知らせ

1. 「期限日」に関するお知らせ

- 特定投資家以外の顧客である法人・個人が金融商品取引法第 34 条の 3 および同法第 34 条の 4 に基づき特定投資家とみなされる場合において、当社が該当するお客様を特定投資家として取り扱う期間の末日(期限日)は毎年 8 月 31 日と致します。
- 金融商品取引法第 34 条の 2 に基づき特定投資家以外の顧客とみなされるお客様については、特にお客様から特定投資家に復帰する旨の申し出がない限り、特定投資家以外の顧客としての取り扱いを継続致します。
- また、金融商品取引法第 34 条の 3 または同法第 34 条の 4 に基づき特定投資家とみなされるお客様は、上記期限日にかかわらず、いつでも、再び特定投資家以外の顧客として取り扱うようお申し出いただけます。

2. 金融商品取引法に基づく広告資料のリスク等に係るご説明

金融商品取引を行うにあたっての手数料・報酬・費用等は、金融商品取引の性質等により商品ごとに異なりますので各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。

デリバティブ取引、信用取引等、取引の種類によっては、ご利用いただく際に、当社との事前の合意により委託証拠金その他の保証金等(以下「保証金等」といいます。)をお客様に預託していただく場合がございます。これらは当該取引の性質等により商品ごとに異なります。

さらにデリバティブ取引、信用取引等については、お取引の額が保証金等の額を上回る可能性があります。また、お取引の額の保証金等の額に対する比率は、お取引の具体的な条件に応じて決定されるため、あらかじめ算出することはできません。

すべての金融商品には関連するリスクが伴っているため、価格の変動等による損失が生じるおそれがあり、また国内外の政治・経済・金融情勢、為替相場、株式相場、商品相場、金利水準等の市場情勢、発行体等の信用力、その他指標とされた原資産の変動を直接の原因として、多額の損失(投資元本を割り込む損失等)または支払い義務が生じるおそれがあります。

また、上記の指標とされた原資産の変動により、保証金等の額を上回る損失または支払い義務が生じるおそれがあります。さらに、取引の種類によっては、売付けの価格と買付けの価格に相当するものに差がある場合があります。

権利行使期間がある場合は権利を行使できる期間に制限があります。

期限前解約条項、自動消滅条項等の早期終了条項が付されている場合は、予定された終了日の前に取引が終了する可能性があります。

当社が取り扱っている商品は、いずれも金融商品取引法第37条の6の規定の適用を受けず、クーリング・オフの対象とはなりません。

金融商品取引を行うにあたってのリスク・手数料・報酬・費用等は、金融商品取引の性質等により商品ごとに異なりますので、詳細については当該商品等の契約締結前交付書面、目論見書その他のお客様向け資料をよくお読みください。

商号等： バークレイズ証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 143 号

加入協会： 日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、
一般社団法人日本投資顧問業協会